

## 議事要旨(5) 過年度遡及修正専門委員会における検討状況（コメント分析）について

冒頭、新井常勤委員（専門委員長）より、過年度遡及修正専門委員会では昨年 9 月公表のプロジェクト計画表に沿って、年内に最終基準を公表する方向で検討を行っている旨の説明がなされた。引き続き、五反田屋主任研究員より、公開草案に寄せられたコメント（11 件）の紹介及びコメント対応案について説明が行われた。説明の後、以下の質疑応答があった。

### 1 未適用の会計基準等に関する注記について

ある委員から、未適用の会計基準等に関する注記について、四半期財務諸表においても同様の注記を行うことを視野に入れているのかという質問があった。これに対して事務局から、四半期財務諸表の取扱いについては、当該会計基準等の公表後に検討する予定である旨の回答があった。また、当該注記については、公開草案（適用指針第 11 項）において「適用の影響につき、定量的に把握していない場合には、これを定性的に注記する。さらに財務諸表の作成の時点において企業が未だその影響について評価中であるときには、その事実を記述することで足りる。」旨の記載をしており、過度な実務負担がないような配慮をしている。ただし、未適用の会計基準等を注記する際、どのタイミングまでに公表された会計基準等を注記の対象とするかについては、今後検討を行っていく旨の補足説明があった。

また、同じ委員から、未適用の会計基準等の注記の対象となる判断基準については、その公表日がいつかということだけでなく、適用されるまでの期間の長さがどの程度かという点にも配慮がなされるべきではないかという意見があった。事務局からは、この点についてはご意見を踏まえ、引き続き検討する旨の回答があった。

### 2 「会計基準等」の範囲について

他の委員から、「『会計基準等』の範囲には日本の会計基準のみならず、在外子会社に適用される米国会計基準と国際財務報告基準も含まれるのかについて明らかとして頂きたい。」というコメントに対して、「コメントを踏まえ、検討する。」としているが、どのように検討を行うのか質問があった。これに対して事務局から、会計方針の統一という観点から、日本の会計基準の体系の中に海外の会計基準を直接盛り込むことは難しいと考えているが、今後検討を行っていく旨の回答があった。

以上